平成２３年（フ）第１３３１号
埼玉県川口市大字安行領根岸1160番地の１　ハウススズラン106号
債務者　相馬　龍浩
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１９号
埼玉県川口市戸塚東３丁目28番24号　ボン・メナージュ103号室
債務者　丸谷美智佳
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４５８号
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦254番地
債務者　山﨑　広幸
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５９号
川崎市川崎区渡田新町２丁目８番２―205号　クレセントコープ、申立書記載の住所川崎市川崎区小田４丁目３番２号
債務者　伊藤　幸子
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９８号
川崎市中原区中丸子13番地17　ザ・コスギタワー4106、前住所横浜市西区楠町11番地５　ウィング横浜901号
債務者　武藤　梨加
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２０号
川崎市高津区末長1537番地１　ガーデンハイム７―503
債務者　関　　彩子
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２７号
川崎市中原区下小田中２丁目38番10―203号　パレスファースト
債務者　高山美奈子
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４１号
川崎市高津区向ケ丘65番地４　本多荘201
債務者　上西　敦子
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
岡山県苫田郡鏡野町小座624番地
債務者　土江　一豊（旧姓本田）
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第６６７５号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目６番105―103号
債務者　井上　祥明
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０号
栃木県大田原市上奥沢415番地　市営東雲団地331号、前住所栃木県大田原市若松町535番地１　プロシード越沼502号
債務者　藤本真由美（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１３２４号
東京都西東京市向台町４丁目21番45―910号
債務者　石川　久美
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３４３号
東京都府中市白糸台３丁目19番地の５白糸台グリーンハイツ105
債務者　岡本美佐子
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６１８号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番５―908号
債務者　小川　盛雄
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６５３号
横浜市戸塚区舞岡町170番地　杉ヶ岡コーポ104
債務者　宮越　大仁
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部